

スマート農業機械導入補助金

○目的

新型コロナウイルス感染症対策として、農業生産現場において、人手を要する作業を代替又は作業の効率性を向上させ、作業員間の接触を減らす省力化機械等の導入を支援します。

○補助対象者 市内在住の農業者（個人・法人）

○補助上限額 ・対象経費の1/2以内 ・1経営体当たり上限額50万円



【補助の対象となる経費】

1.スマート農業機械購入費用（付属品含む）

補助対象者が実施要綱に基づいて行う次の対象経費

- (1) GPS付きガイダンス・自動操舵システム
(田植機、トラクター、コンバイン本体を含む)
- (2) ドローン
(充電器・バッテリーを含む)
- (3) 水田センサー
(給水弁含む)



※経営継続補助金の結果が判明する前にその経費を対象とした交付申請を提出することは可能ですが、**経営継続補助金に申請していない経費が優先されます**

2.このほか、スマート農業に関する機械（1の経費が優先されます）

- ・令和2年5月14日以降に発生し、令和3年3月末までに支払が完了する経費
- ・経営継続補助金の対象となった経費は除く

〈スケジュール〉

- ・申請開始 R2年 9月28日
- ・受付締切 R2年10月31日

〈申請書類〉

- ・機械購入の契約書の写し
- ・振込先口座

※申し込み状況によっては、11月以降も再度、受け付ける場合もありますのでお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉美唄市農政課農務係 63-0114（直通）